

## 令和4年度介護保険負担限度額認定申請を受け付けます

**問合せ** 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課給付グループ(☎059-369-3201)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負担費用のうち、食費、居住費(滞在費)について、申請により負担が軽減されます。

**対象者** 次の条件をいずれも満たす人

▷本人、配偶者および世帯全員が市町村民税非課税であること

▷預貯金など(表1)が、基準額(表2)を超えていないこと

※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求めることがあります。

(表1)

預貯金などに関する具体的な例	対象の可否
現金、預貯金(普通、定期)	○
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、投資信託	○
金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○
負債(借入金、住宅ローンなど)	○
生命保険	×
自動車	×

(表2)

所得の状況	預貯金などの金額(※)
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が80万円以下の人	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が120万円超の人	単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)

※第2号被保険者(65歳未満の被保険者)は、合計所得金額+課税・非課税年金収入額にかかわらず、単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下が対象となります。

**認定有効期間** 申請月の1日から翌年7月31日まで

**申請に必要な物**

- ・介護保険負担限度額認定申請書兼同意書(鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロードできます)
- ・預貯金に関する通帳など(直近2カ月以内の残高が確認できるもの)の写し(配偶者がいる人は配偶者の通帳も必要です) ※生活保護受給者は不要です。

**提出先** 鈴鹿亀山地区広域連合(鈴鹿市役所西館3階)

**申請受付開始日** 7月1日(金)

現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和4年7月31日(日)までです。8月1日(月)以降も継続して認定を受けようとする人は、8月31日(水)まで(必着)に鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課に申請してください。

### 食費・居住費の特例減額措置について

市町村民税課税により介護保険負担限度額認定に該当しない人で、施設に入所したことにより、残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。

なお、認定を受ける主な条件は、次のとおりです。

- ① 属する世帯の構成員の数が2人以上であること
- ② 世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③ 世帯全員の合計預貯金などが450万円以下であること など

## 令和4年度から国民健康保険税の子ども(未就学児)に係る均等割額が軽減されます

問合せ 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

地方税法の一部が改正され、国民健康保険税の未就学児に係る均等割額が次のとおり軽減されます。

**対象者** 国民健康保険に加入する未就学児(0歳～満6歳になった日以後の最初の3月末まで)

### 内容

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入する未就学児の国民健康保険税(医療給付費分および後期高齢者支援金分)の均等割額を、5割軽減します。

また、所得金額の合計が一定基準以下の世帯における均等割額の軽減(法定軽減)が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、下表のとおり、残りの負担額の5割分をさらに軽減します。

なお、**未就学児の軽減を受けるための申請は不要**です。

### 子ども(未就学児)等に係る均等割額(1人あたり)

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	合計	
基準:子ども(未就学児)以外の均等割額		29,400円	10,800円	40,200円	
子ども(未就学児)に係る軽減	所得金額の合計が一定基準を超える世帯	14,700円	5,400円	20,100円	
	所得金額の合計が一定基準以下の世帯	7割軽減	4,410円	1,620円	6,030円
		5割軽減	7,350円	2,700円	10,050円
	2割軽減	11,760円	4,320円	16,080円	

※所得金額の合計が一定基準額および世帯における均等割額の軽減(7割・5割・2割)については、前年中の総所得金額等の合算額および世帯構成などによって異なります。詳しくは、市民課国民健康保険グループへお問い合わせください。

## 令和4年度から特定健康診査を無料で受診できます！

問合せ 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

特定健康診査は、自身の生活習慣病の発病リスクや、総合的な健康状態を知る機会になります。

令和4年度から、次の対象者は、無料で特定健康診査を受診できます。普段、通院されている人も1年に1度の健康チェックを行い、生活習慣病を予防しましょう。

### 対象者

- ▷ 亀山市国民健康保険の被保険者で、40歳以上75歳未満の人(昭和22年9月1日～昭和58年3月31日生まれの人)
- ▷ 受診時に、亀山市国民健康保険に継続して加入している人

**実施期間** 7月1日(金)～11月30日(水)

**健診内容** 問診、身体計測、理学的検査(身体診察)、血圧測定、尿検査、心電図、血液検査

※健康診査の詳しい内容や実施医療機関などは、受診券に同封の案内または健康づくりのてびきをご覧ください。

健康づくりのてびきは、市ホームページからご覧いただけます。

**URL** <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018050100029/>



対象者には、6月下旬に受診券を発送しました。

